2021年5月21日

岐阜県知事
古田　肇　殿

各務原市那加信長町2丁目74番地
各務原民主商工会
会長　野村和義

要　望　書

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急・非常事態宣言の発令などで県民のために日夜奮闘される県知事及び岐阜県職員の方々に敬意を表します。

私たちは各務原市を中心に事業を行う中小事業者で構成する団体（各務原民主商工会）です。

新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済に与える影響は、すでにリーマンショック以上だと言われています。

感染防止のための、人の移動や営業時間の制限による経営の悪化は、多くの業種に広がり、事業の継続が困難な事業者が急増しています。

そういった事業者に対して、支援金や協力金の制度が作られていますが、対象業種や申請条件が偏った制度が多く、新型コロナ感染症の影響を受けるすべての事業者を救済する制度になっていないのが現状です。

給付金・支援金の多くは、ひと月の売り上げ比較で50%減が条件です。40%減が何か月も続き、苦しんでいる事業者を支援する制度はありません。

協力金はその趣旨として「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様の協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給するものではありません」（県HP、よくある質問抜粋）と記載があります。しかし当会内の事業者で「時短要請」に応じたにも関わらず、職員による詳細な聞き取りがなされなかったために、「不支給」となった事例があります。

又、当会内の事業所で従業員のひとりがコロナウイルスに感染して、事業主・同僚すべてが濃厚接触になり、保健所から2週間の自宅待機を命じられました。そのため受注していた仕事をこなせなくなり、注文を取り消され大きな損失をだしましたが、この事業所（事業主）を支援する制度はありません

地域業者の声を聴き、相談に耳を傾けてきた各務原民主商工会として以下の事を岐阜県知事に要望いたします。

記

1. 新型コロナ感染症の拡大で、困窮するすべての事業者を対象にした県独自の給付制度を設けてください。
   申請は、簡単な方法、手順で出来る仕組みにしてください
2. 濃厚接触者（疑い）になり自宅待機を余儀なくされた事業者（事業所）に対し救済措置制度を設けて下さい
3. 給付金申請に携わる職員（担当者）に趣旨の徹底とともに、丁寧な対応をするように指導してください。
   給付対象事業者には速やかに給付金の支給をしてください
4. 上記1.と2.の制度については、県として、国に対しても制度の創設を要望してください。

以上